別紙１

経済構造実態調査規則の一部を改正する省令案の概要について

総　務　省　統　計　局
経済産業省大臣官房調査統計グループ

１　改正の背景

経済構造実態調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、経済構造実態調査規則（平成31年総務省・経済産業省令第１号。以下「省令」という。）の定めるところにより、全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、経済センサス‐活動調査の中間年における経済構造統計を作成することを目的として、総務省及び経済産業省が、経済センサス‐活動調査実施年を除き、毎年実施している。

令和９年以降に実施する調査について、調査事項等の変更を行うことに伴い、所要の改正を行う。

２　改正の概要

（１）調査事項の変更（省令第７条）

【産業横断調査企業に関する事項】

・「商品売上原価」の調査対象範囲を「年初及び年末商品手持額」と同様に「卸売業、小売業」を主業とする企業に限定することによる変更

・「事業区分別の売上（収入）金額割合」の追加

・「本所等の別」の追加

・「産業横断調査企業に属する事業所の年間商品販売額」の削除

【製造業事業所調査事業所に関する事項】

・「主な事業の内容」の追加

（２）調査期間の変更（省令第９条）

・調査票の回収期限を６月30日から７月20日に延長

（３）その他所要の改正（省令第13条、第15条、第16条等）

・調査票等の保存責任者を総務省統計局長から総務大臣に変更　等

３　施行期日

公布の日から施行する。